

市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の要旨
 (議案第5号)

1 改正内容

○令和元年度12月期に支給する期末手当の支給割合を0.05月分引上げ
 【令和元年12月1日適用】

○令和2年度以後の6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を改正
 【令和2年4月1日適用】

□特別職の支給割合(期末手当)

区 分	6月期	12月期	総支給割合
令和元年度〔現 行〕	2.225月	2.225月	4.45月
令和元年度〔改定後〕	2.225月	<u>2.275月</u>	<u>4.50月</u>
令和2年度 以 後	<u>2.250月</u>	<u>2.250月</u>	4.50月

《参 考》

□一般職の支給割合(期末・勤勉手当計)

区 分	6月期	12月期	総支給割合
令和元年度〔現 行〕	2.225月	2.225月	4.45月
令和元年度〔改定後〕	2.225月	<u>2.275月</u>	<u>4.50月</u>
令和2年度 以 後	<u>2.250月</u>	<u>2.250月</u>	4.50月